

第五十一回国会 農林水産委員会議録 第一 号

(一〇)

本国会召集日(昭和四十年十二月二十日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りであ
る。

委員長 濱地 文平君

理事 倉成 正君

理事 館林三喜男君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

理事 伊東 隆治君

理事 宇野 宗佑君

理事 草野 一郎平君

理事 小山 長規君

理事 白濱 仁吉君

理事 高見 三郎君

理事 中川 一郎君

理事 長谷川四郎君

理事 綱島 正興君

理事 丹羽 兵助君

理事 藤田 義光君

理事 ト部 政己君

理事 栗原 俊夫君

理事 千葉 七郎君

理事 松浦 定義君

理事 山田 長司君

理事 小平 忠君

理事 笹山茂太郎君

理事 田邊 國男君

理事 綱島 正興君

理事 丹羽 兵助君

理事 正勝君

理事 仁吉君

理事 高見 三郎君

理事 中川 一郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 野原 重次郎君

理事 森田 重次郎君

理事 白濱 仁吉君

理事 高見 三郎君

理事 中川 一郎君

昭和四十年十二月二十二日(水曜日)

出席委員 濱地 文平君

出席委員 田口長治郎君

出席委員 理事 伊東 肇治君

出席委員 理事 宗佑君

出席委員 理事 宇野 芳賀君

出席委員 理事 伊東 肇治君

出席委員 理事 鈴木 三喜男君

出席委員 理事 伊東 肇治君

出席委員 理事 伊東 肇治君

出席委員 理事 伊東 肇治君

同日

出席委員 梱原俊夫君辞任につき、その補欠として千葉七郎君が議長の指名で委員に選任された。

出席委員 原俊夫君が議長の指名で委員に選任された。

十二月二十一日

提出第一一号) 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣日本蚕糸事業団法案(内閣提出第一二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)
日本蚕糸事業団法案(内閣提出第一二号)

第九条の四の次に次の二条を加える。
(輸出適格生糸の特別完渡し)
第九条の五 政府は、生糸の価格の騰貴により生糸(生糸の加工品を含む。以下この項において同じ。)の輸出が減少し又は減少するおそれがある場合において、生糸の輸出を確保するため特に必要があるときは、その保有する輸出適格生糸を一般競争入札の方法により売り渡すことができる。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、随意契約その他の方法で売り渡すことができない。

すなわち

○濱地委員長 これより会議を開きます。
國政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

○濱地委員長 これより会議を開きます。

○農林水産金融に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農業災害補償制度に関する事項

六、農林官房長官(農林事務官)に関する事項

七、農林事務官(農林事務官)に関する事項

八、農林事務官(農林事務官)に関する事項

九、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十一、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十二、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十三、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十四、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十五、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十六、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十七、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十八、農林事務官(農林事務官)に関する事項

十九、農林事務官(農林事務官)に関する事項

二十、農林事務官(農林事務官)に関する事項

二十一、農林事務官(農林事務官)に関する事項

二十二、農林事務官(農林事務官)に関する事項

二十三、農林事務官(農林事務官)に関する事項

2 前項の規定による輸出適格生糸の完渡しの価格は、政府による当該輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額を下つてはならない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
生糸等の輸出を確保するため、特に必要があるときは、政府は、輸出適格生糸を一般競争入札等の方法により売り渡すことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本蚕糸事業団法案
日本蚕糸事業団法

目次

第一章 総則(第一条~第十三条)

第二章 役員等(第十四条~第二十七条)

第三章 業務(第二十八条~第三十五条)

第四章 財務及び会計(第三十六条~第四十三条)

第五章 監督(第四十四条~第四十五条)

○濱地委員長 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案及び日本蚕糸事業団法案の両案を一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。坂田農林大臣。

○濱糸価格安定法の一部を改正する法律案

○蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

第二十五条 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受け、理事長が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、委員について適用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 生糸の買入れ及び売渡し(第三号の委託による売渡しを除く。)を行なうこと。

二 委託を受けて、乾糸を売り渡し、加工し又は生糸と交換すること。

三 前号の委託による加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

四 前各号に掲げる業務に伴う生糸又は乾糸の保管を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るために事業に対する助成を行なうことができる。

3 事業団は、前二項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

4 第二項第一号及び第二号に掲げる業務は、次条から第三十三条までに定めるところにより行なうものとする。

4 第二十九条 第二項第一号及び第二号に掲げるものの又は出資者で第五条第二号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したもの)を含む。)を第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、前項の規定による生糸の買入れに当たって、その相手方との間に、その買入後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入れることができる生糸の数量は、政令で定める数量を限度とする。ただし、事業団が同項の規定により買入れて保管する生糸を当該事業年度に売り渡した場合(繭糸価格安定期定法(昭和二十六年法律第三百十号)第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入)にかかる生糸の買入数量を減じて算出する。

2 事業団は、前項の規定による買入数量を含むことを第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることが可能である。この項の規定による買入数量を含むことを第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることが可能である。

3 事業団は、第一項の規定による売渡しをする場合においては、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入の価格が第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡し価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に限るものとする。

2 事業団が前項の規定による買入数量を含むことを第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることが可能である。この項の規定による買入数量を含むことを第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることが可能である。

3 事業団は、第一項の規定による売渡しをする場合においては、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入の価格が第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡し価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に限るものとする。

2 事業団は、前項の規定による買入数量を含むことを第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることが可能である。この項の規定による買入数量を含むことを第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることが可能である。

3 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、第一項の委託を受けることができない。

2 事業団は、前項の規定により委託を受ける場合には、次条第一項第一号に掲げる期間ごとに、繭の価格が同号に掲げる基準繭価を下つて低落することを防止することを旨として、当該委託を受ける乾糸の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす。

3 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、第一項の委託を受けることができない。

第三十四条 事業団は、次の各号に掲げる価格を、当該各号に掲げる期間ごとに、当該期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 1 標準売渡価格及び買入価格 農林省令で定める期間
- 2 基準織価 春蚕織及び夏秋蚕織のそれぞれの掃立ての時期から出荷の時期までを基準として農林省令で定める期間
- 3 前項第一号に掲げる標準売渡価格及び買入価格は、織系価格安定法第二条の最高価格をこえずかつ同条の最低価格を下らない範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の価格(以下「基準糸価」という。)を基準として定めるものとする。

3 第一項第二号に掲げる基準織価は、織の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる織価水準の実現を図ることを旨として、基準糸価を参考して定めるものとする。

4 基準糸価は、織系価格安定法第四条の規定により同法第三条第一項の標準生糸の最高価格及び最低価格を定める際、あわせて定めるものとする。

5 農林大臣は、基準糸価を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

6 農林大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準売渡価格及び買入価格並びに基準織価を告示しなければならない。

(業務方法書)

第三十五条 事業団は、第二十八条第一項から第三項までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

も、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。
- 3 事業団は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書(変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

第四章 財務及び会計

第三十六条 事業団の事業年度は、毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

- 2 第三十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 第三十五条 第三項の規定は、前項の規定による認可を受けた場合に準用する。

(財務諸表)

第三十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- (借入金)
- 第四十条 事業団は、農林大臣の認可を受け、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けた場合に立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 2 第四十五条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
 - 3 第四十六条 農林大臣は、この法律を施行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- (報告及び検査)
- 第四十四条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(織の価格に関する勧告)

第四十七条 農林大臣は、織の売買取引が第三十四条第一項第二号に掲げる基準織価に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、製糸業者に對し、養蚕業者(養蚕業者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む。)から織を買入れるに當たつては同号に掲げる基準織価以上の価格によるべきことを勧告することができる。

(解散)

第四十七条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお殊余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応じて分配しなければならない。

- 2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。
 - 3 第二項に規定するもののほか、事業団の解
- (農林省令への委任)
- 第四十三条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し心要な事項は、農林省令で定める。
- 第五章 監督

散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 農林大臣は、次に掲げる場合に

は、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十八条第二項若しく

は第三項、第三十五条第一項、第三十七条

第一項又は第四十条第一項若しくは第二項

ただし書に規定による認可をしようとする

とき。

二 第三十三条第二項、第三十八条第一項又

は第四十二条の規定による承認をしようと

するとき。

三 第三十五条第二項又は第四十三条の規定

により農林省令を定めようとするとき。

四 第四十一条第一号又は第二号の規定によ

る指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十九条 第二十六条の規定に違反して、そ
の職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は
盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以
下の罰金に処する。

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避した場合には、その違反行為をした事業団
の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処す
る。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合は、
は、その違反行為をした事業団の役員は、三
万円以下の過料に処する。

一 この法律により出資者に書類の送付をし
受けなければならない場合において、その書類
の認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をし
受けなければならない場合において、その書類
の送付をしなかつたとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、出資者
の持分を払い戻したとき。

四 第八条第二項の規定に違反して、出資者
の持分を取得し、又は質権の目的としてこ
れを受けたとき。

五 第二十八条第一項の政令の規定に違反し
て、登記することを怠つたとき。

六 第二十九条第一項から第三項までに規定
する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第四十一条の規定に違反して、業務上の
余裕金を運用したとき。

八 第四十四条第二項の規定による農林大臣
の命令に違反したとき。

九 第五十二条 第十二条の規定に違反した
者には、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
ただし、附則第十五条から第十七条までの規
定、附則第十八条中輸出生糸保管株式会社関係改正規
定、同法第十八条第二号の改正規定及び同法
の二から第十四条までの削る改正規定
定、同法第十九条及び第二十条から第二十二条までの規
定(以下「日本輸出生糸保管株式会社関係改正規
定」という。)並びに附則第十九条及び第二十
三条から第三十二条までの規定は公布の日か
ら起算して六月をこえない範囲内において政
令で定める日から、附則第十八条中日本輸出
生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規
定及び附則第二十条から第二十二条までの規
定は公布の日から起算して六月をこえかつ九
月をこえない範囲内において政令で定める日
から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事
となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監
事となるべき者は、事業団の成立の時におい
て、この法律の規定により、それぞれ理事長
又は監事に任命されたものとする。

3 第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業
の設立に関する事務を処理させる。

団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、第五条各号に掲げる者に
対し、事業団に対する出資を募集しなければ
ならない。

2 設立委員は、前項の規定による募集が終
わったときは、農林大臣に対し、設立の認可を
申請しなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けたときは、
出資の募集に応じた第五条各号に掲げる者に
対し、出資金の払込みを求めなければなら
ない。

4 前項の規定により払込みを求められたとき
は、出資の募集に応じた第五条各号に掲げる
者は、その引き受けた出資金の全額を払い込
まなければならぬ。

5 設立委員は、出資金の払込みがあった日に
おいて、その事務を附則第二条第一項の規定
により指名された理事長となるべき者に引き
継がなければならない。

6 第四十八条の規定は、第二項の認可をしよ
うとする場合に準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名さ
れた理事長となるべき者は、前条第五項の規
定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞
なく、政令で定めるところにより、設立の登
記をしなければならない。

第六条 事業団は、前条の規定による設立の登
記をすることによって成立する。

(日本蚕糸事業団の解散等)

第七条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時
において解散するものとし、その一切の権利
及び義務は、その時において事業団が承継す
る。

2 日本蚕糸事業団の解散の時までに政府から
日本蚕糸事業団に対して出資された十億円
は、事業団の設立に際して政府から事業団に
対し出資されたものとする。

3 第一条の規定により日本蚕糸事業団が解散
した場合における解散の登記については、政
府は、事業団の設立に際して政府から事業団に
対し出資されたものとする。

令で定める。

(日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

第八条 日本輸出生糸保管株式会社は、この法
律の公布の日から起算して二月以内に商法
(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三
条(定款変更の決議方法)に規定する株主総会
の決議を得て、事業団の設立に際し、事業団
に對してその営業の全部を出資することがで
きる。

2 商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十
五条ノ三及び第二百四十五条ノ四(反対株主
の株式買取請求)の規定は、前項の場合に準
用する。

3 日本輸出生糸保管株式会社は、第一項の規
定による出資をする場合には、あらかじめ、規
定による申出がなければならない。

4 設立委員は、前項の規定による申出があ
ったときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請
しなければならない。

5 第一項に規定する決議があつたときは、政
府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所
有する株式は、前項の認可があつた時に日本
輸出生糸保管株式会社が買い取つて消却した
ものとみなす。

6 前項の場合における株式一株の買取価格
は、日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額
をその発行済株式の総数で除して得た額とす
る。

7 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定
による出資をする場合においては、日本輸出生
糸保管株式会社の株主(政府及び第五条各
号に掲げる者に限る)は、その所有する株式
の数に比例して、事業団の出資証券の引受人
となる。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生
糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事
業団の成立の時において事業団に承継される
ものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、そ

の時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の上に存在する。

10 商法第二百九条第四項（質権者の株券の引渡請求）の規定は、前項の質権について準用する。

11 第八項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

12 第九条前項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、臨時に農林省に置く評価審査会が決定する。

2 前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。
3 前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林省令で定める。

（事業団の名称についての経過規定）
第十一条 この法律の施行の際現に日本蚕糸事業団という名称を使用している者については、

第十二条 この法律の施行後六月間

（事業団の助成事業についての経過規定）

第十三条 事業団の最初の事業年度の第二十八条第二項の規定による助成については、同項中「前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金」とあるのは、「日本蚕糸事業団の解散の日の前日までの期間開始の日から当該解散の日の前日までの期間に係る損益計算上の利益金として政令で定めることにより算出される金額」とする。

（日本蚕糸事業団法の廃止）

（事業団の事業年度等についての経過規定）
第十二条 事業団の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年五月三十一日に終わるものとする。
第十三条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。
（増資）
第十四条 事業団は、その成立の日における資本金の金額のうち第五条各号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和四十三年五月三十一日までに、資本金の金額のうち同号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円以上となるようしてその資本金を増加するものとする。
2 前項に規定する場合においては、第五条各号に掲げる者の出資に係る金額が十億円に達するまでは、事業団は、第四条第二項の認可を受けなくても、その資本金を増加することができる。ただし、第五条各号に掲げる者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。
（織糸価格の安定に関する臨時措置法の廃止）
第十五条 織糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第二百六十七号）は、廃止する。

（日本蚕糸事業団法の廃止）
第十六条 日本蚕糸事業団法（昭和三十四年法律第二百四号）は、廃止する。
（日本蚕糸事業団法の施行前にした廃止前の規定による罰則の適用について）
第十七条 前条の規定の施行前にした廃止前の日本蚕糸事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると。

（日本蚕糸事業団法の廃止）
第十八条 織糸価格安定法の一部改正（
（日本蚕糸事業団法の廃止）
第十九条 事業団は、第二十八条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の後ににおいて、日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定の施行の際現に日本輸出生糸保管株式会社が

第九条の二第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは次条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に「経済事情並びに日本蚕糸事業団による輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「日本輸出生糸保管株式会社を相手方として、当該会社が、農林大臣の定める条件に従い買入れて保管する輸出適格生糸」を「日本蚕糸事業団を相手方として、日本蚕糸事業団が、買入れて保管する輸出適格生糸」と改め、同項の次に次の一項を加える。
2 前項の政令で定める期間は、日本蚕糸事業団法（昭和年法律第二十九条第二項の政令で定める期間を下らない期間とする。
（改正前の同法第九条の二第一項の輸出適格生糸をいう。以下同じ）の買入及び保管が改正前の織糸価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定により締結している契約に基づいて、輸出適格生糸（改正前の同法第九条の二第一項の輸出適格生糸をいう。以下同じ）の買入及び保管を行ない、並びに当該契約に係る輸出適格生糸の売渡しを行なうこと。
2 改正前の織糸価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定により契約を締結し、これに基づいて輸出適格生糸の買入及び保管を行ない、並びに当該契約に係る輸出適格生糸の売渡しを行なうこと。
2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十一条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十八条第一項から第三項まで及び附則第十九条第一項」とする。
（第二十八条第一項から第三項まで及び附則第十九条第一項）
第二十条 事業団は、第二十八条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の後ににおいて、日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定の施行の際現に日本輸出生糸保管株式会社が

改正前の繭系価格安定法第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項の規定により締結している契約又は附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が改正前の同法第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項の規定により締結している契約に基づいて、輸出適格生糸(附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が保管しているものに限る。)の保管及び売渡しの業務を行ない、並びにこれに附帶する業務を行なうことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十一条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十八条第一項から第三項まで及び附則第二十条第一項とする。」

第二十一条 改正前の繭系価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定によ
る買入れにより政府が保有する生糸は、改正後の同法第九条の二第四项及び第九条の三第一項の規定の適用については、改正後の同法第九条の二第二条第一項の規定による買入れにより政
府が保有する生糸とみなす。

第二十二条 改正前の繭系価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定によ
る政府の買入れの契約は、改正後の同法第十
二条の三の規定については、改正後の同法第
九条の二第一項の規定による政府の買入れの
契約とみなす。

第二十三条 日本輸出生糸保管株式会社
正規定の施行前にした當該改正規定による改
正前の中日本輸出生糸保管株式会社関係改
正規定の適用については、なお從前の例による。

(糸価安定特別会計法の一部改正)

第二十四条 糸価安定特別会計法(昭和二十六
年法律第三百十一号)の一部を次のように改
正する。

（附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。）
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第二十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第一百九十五号)の一部を次のよ
うに改正する。
第二十六条 登録税法(明治二十九年法律第
一百七十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「日本蚕糸事業団」を「日本蚕糸事業團」の下に「日本蚕糸事業團」を加える。
(登録税法の一部改正)
第二十七条 印紙税法(明治三十二年法律第五
十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ三ノ三を次のように改め
(印紙税法の一部改正)
六ノ三ノ三 日本蚕糸事業団ノ発スル出資
証券

(租税特別措置法の一部改正)

第二十八条 租税特別措置法(昭和三十二年法
律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第八十四条中「日本輸出生糸保管株式会
社」を削る。
(所得税法の一部改正)

第二十九条 所得税法(昭和四十一年法律第三十
三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本蚕糸事業團の項を
次のように改める。

日本蚕糸事業團 日本蚕糸事業團法
(昭和 年法律第 号)

理由

蚕糸業の經營の安定と生糸の輸出の増進に資
するため、繭及び生糸の価格を適正な水準において
安定させるように生糸の買入れ及び売渡し、委託
による乾繭の売渡し等の操作を行なうことを業務
とする機関として、日本蚕糸事業團を設立し、そ
の組織、業務、財務、会計等について所要の規定
を設けるとともに、これに伴い日本蚕糸事業團及
び日本輸出生糸保管株式会社の解散について定め
る等の必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

○坂田国務大臣 繭系価格安定法の一項を改正す
る法律に案つきまして、その提案理由を御説明申
し上げます。

繭系価格安定法の目的いたしますところは、
生糸の輸出の増進及び蚕糸業の經營の安定をばか
るために、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止
することにあるのであります。このような観点
から、政府保有生糸について、申し込みに応じ
て最高価格で売り渡すこととしているのであります
が、最近における生糸輸出の状況を見ますと、
わが国生糸の輸出はきわめて不振であり、これに
反し、海外市場における他国産生糸の進出がきわ
めて顕著な現状であります。これはわが国におけ
る糸価の変動が激しかったこと、一方海外の需要
者において糸価の変動に対応する力を欠いている
こと、一方海外の需要者における糸価の変動に對
応する力を失ひやすいため、他国産生糸が比較的
低い価格水準で輸出されていること等がそのおも
な原因と考えられるのであります。

このような事情を考えますと、今後わが国にお
いては、糸価の変動をでき得る限り小幅にとどめ
ることが、輸出の増進のためにせひととも必要であ
り、このような点をも勘案の上、別に日本蚕糸事
業團法案を提案し、御審議を願うこととしている
のですが、これとともに、政府保有生糸につきましても、生糸の価格の騰貴により生糸の輸
出が減少しましたは減少するおそれがある場合にお
いて、生糸の輸出を確保するため、特に必要があ
ることもできることがありますとすると必要がある
ときには、一般競争入札等の方法により売り渡す
こととされ、これをもつて、この法律案を改正して
あることは、われわれの意見を反映したものです。
そこで、この法律案を改めて、この法律案をこの法
律案の提案の理由であります。

なお、この法律案は、さきの第四十九臨時国会
に提案し、前国会において審議未了となりました
同一の題名の法律案と同一の内容のものであります
何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

次に、日本蚕糸事業団法案につきまして、その提案の理由及びおもな内容を御説明申し上げます。

近年における生糸の需要は着実に増加しつつあります。今後なお長期的に見てかなりの需要の増加が期待されるのであります。このような情勢を考えますと、今後繭生産の増大をはかるべき余地もまたきわめて大きいと考えられます。

また、養蚕経営の面におきましても、近年、技術の開発普及に伴い、その労働性の向上がきわめて顕著であります。これが生産の振興をはかることはわが国農業の発展をはかる上にきわめて肝要なところであると考えられるのであります。

しかるに、最近における需給の動向を見ますと、内需につきましてはすこぶる堅調であります。が、輸出はここ数年間における糸価の大変な変動等の原因により極度の不振をおちいっているのであります。いまさら言うまでもないところでありますが、生糸の需要の増進と繭の生産増強のためには、何よりも繭系価格の適正な水準における安定が必要であります。政府といたしましては、從来繭系価格安定法、日本蚕糸事業団法等の運用、あるいは生糸取引所に対する指導監督等の措置を通じまして、これについて最大の努力を傾注してまいりますが、遺憾ながら、必ずしも十分な成果をおさめるには至っていないのであります。繭系価格安定法がその目標といたしますところは、糸価の異常な変動を防止するところにあるのであります。一方生糸の需要とりわけ海外における需要を確保するためには、繭系価格の異常な変動を防ぐために、一步を進めて繭系価格の変動をより小幅な範囲にとどめ、適正な水準に安定させるための努力が必要であると考えられるのであります。

このよきな観点から、日本蚕糸事業団と日本輸出生糸保管株式会社とを統合し、さらに民間出資を加えまして、日本蚕糸事業団を設立し、繭系価格安定法の最高価格と最低価格の中間ににおける適

正な水準に糸価を安定させる目標のもとに生糸の買い入れ及び売り渡しの業務を行なうほか、繭の取引が適正な水準以下の価格で行なわれるおそれ相まって、繭系価格の安定を一そら強化し、もつて蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進を達成しようとするのが、この法律案の目的とするところであります。この法律案は、このために必要な日本蚕糸事業団の組織、業務、財務等に関し、所要の事項を定めたものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。なお、この法律案は、さきの第四十九臨時国会に提案し、前国会において審議未了となりました同一の題名の法律案と同一の内容のものであります。

次に、この法律案のおもな内容について御説明申します。

第一に、事業団の組織等につきましては、政府及び民間出資の法人として、その資本金は、日本繭系価格安定法、日本蚕糸事業団法等の運用、あるいは生糸取引所に対する指導監督等の措置を通じまして、これについて最大の努力を傾注してまいりますが、遺憾ながら、必ずしも十分な成果をおさめるには至っていないのであります。繭系価格安定法がその目標といたしますところは、糸価の異常な変動を防止するところにあるのであります。一方生糸の需要とりわけ海外における需要を確保するためには、繭系価格の異常な変動を防ぐために、一步を進めて繭系価格の変動をより小幅な範囲にとどめ、適正な水準に安定させるための努力が必要であると考えられるのであります。

このよきな観点から、日本蚕糸事業団と日本輸出生糸保管株式会社とを統合し、さらに民間出資を加えまして、日本蚕糸事業団を設立し、繭系価格安定法の最高価格と最低価格の中間ににおける適

安定法の最高価格と最低価格の安定帯の範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情から見て適正と認められる水準に生糸の価値水準の実現をばかり、繭系価格安定法の運用と相まって、繭系価格の安定を一そら強化し、もつて蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進を達成しようとするのが、この法律案の目的とするところであります。この法律案は、このために必要な日本蚕糸事業団の組織、業務、財務等に関し、所要の事項を定めたものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。なお、この法律案は、さきの第四十九臨時国会に提案し、前国会において審議未了となりました同一の題名の法律案と同一の内容のものであります。

次に、この法律案のおもな内容について御説明申します。

第一に、事業団の組織等につきましては、政府及び民間出資の法人として、その資本金は、日本繭系価格安定法、日本蚕糸事業団法等の運用、あるいは生糸取引所に対する指導監督等の措置を通じまして、これについて最大の努力を傾注してまいりますが、遺憾ながら、必ずしも十分な成果をおさめるには至っていないのであります。繭系価格安定法がその目標といたしますところは、糸価の異常な変動を防ぐために、一步を進めて繭系価格の変動をより小幅な範囲にとどめ、適正な水準に安定させるための努力が必要であると考えられるのであります。

まず業務の範囲につきましては、生糸の買い入れ及び売り渡し、委託による乾繭の売渡し、加工、生糸との交換等を行なうほか、農林大臣の認可を受けて繭または生糸の生産流通の合理化をはかるための事業に対する助成事業を行なうことができるごととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

この法律案を提案する理由につきましては、すでに提案理由の説明において申し述べましたので、ここでは省略することといたしまして、以下この法律案の細目につき、若干補足して御説明申します。

法律案の構成といたしましては、全七章及び附則からなっておりますが、以下、章を追って御説明申します。

第一章は、目的、法人格、事務所、資本金、出資等総則に関する規定であります。

まず、第一條においては、日本蚕糸事業団は蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資するため、生糸の買い入れ及び売り渡し、委託による乾繭の売渡し等の操作を行なうことによって繭系価値の適正な水準における安定をはかることを目的とすることを規定しております。繭系価格安定法におきましては、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することをその目的としておりますが、この法律案は、同法とあわせて運用することにより、繭系価格のより一そらの安定を確保しようとする意図に基づくものであります。

また、第四条におきましては、事業団の資本金は、日本蚕糸事業団に対する政府出資を承継して事業団に出資するものとする十億円及び日本輸出生糸保管株式会社が出資する當業の価額並びに事業団の設立に際して養蚕団体及び製糸業者が出資する金額の合計額とし、必要に応じ追加出資ができるものとしております。

第五条におきまして、養蚕業者が直接または間接の構成員となつてゐる農業協同組合並びに製糸業者及び製糸業者が直接または間接の構成員となつてゐる商工組合等は、事業団に対して出資することができます。

第二章は、役員、職員及び運営審議会に関する規定であります。

役員の定数は、理事長一人、理事四人以内、監

本蚕糸事業団法案の両案を一括議題として、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○栗原委員 ただいま議題となりました日本蚕糸事業団法案、この法案は、前々臨時国会に提案され、同僚委員からもたくさん質疑が行なわれたらしいと思います。

大臣お見えにならぬので、政務次官にお尋ねしますが、私も私なりに数点問題点をお尋ねいたしました。

○栗原委員 蘭糸価格の安定について、蘭糸価格安定法という法律があつて今日までやつてきておりますが、今回蚕糸事業団法ができる。

大臣お見えにならぬので、政務次官にお尋ねしますが、なぜ蘭糸価格の安定法があるのに、さらに蚕糸事業団法なるものをつくり、蚕糸事業団を置かねばならないか、このことについて、ひとつ率直にわかりやすい御解説を願いたい、こういうふうに思います。

○仮谷政府委員 具体的な問題については局長のほうからお答えを申し上げることにしまして、いろいろ御質問のような御意見もあると思うのありますけれども、御承知のように、最近の生糸の需給の動向やあるいは輸出状況等を見ますと、蘭糸價格安定を一そく強化充実する必要がある、そういうふうに考えまして、ここに蚕糸事業団の設立をいたしまして、さらにその全きを期していかたい、こういう考え方で実は設置をいたしたわけでありまして、御了解をいただきたいと思ひます。

○栗原委員 まことにわかつたような、わからないうような回答でござります。蘭糸價格安定法を強化する必要がある、そこで、安定法よりもさらに事業団法をつくり、事業団を設置するのだ、こういうのですが、なぜ安定法の改正によつて目的を達することができないのか、なぜ事業団をつくる

なければならぬのか、ここが私どうしてもわからない。いま一度よしわかったたという、納得のいきような御解説を願いたいと思います。

○丸山政府委員 ただいまの御質問の点につきましては、実は先般のこの席でも若干御答弁を申し上げたように記憶いたしておりますけれども、いささか形式論になる面もございますが、形式論的な申し上げ方をしますと、いわゆる現在の蘭糸價格安定法の思想なるものが、第一条にも書いてありますけれども、あくまでも異常な変動を防止するために置くという考え方方に立つておるわけでございます。おそらく御質問の趣旨を演繹してまいりますと、たとえば第二条を改正して、通常変動の場合でも政府が直接やつたらいいではないかという御質問も持たれるかと思います。しかしながら、一方、大体市場における売買関係を主として起こる変動の幅に対しまして、政府みずからがよりつむぎ介入関与をするということ自体に、ある意味におきましては経済流通一般論とのかね合いからいまして、行き過ぎではないかといふ見解もあるらうかと思います。そういうふうに考へましては、場合によればあるいはそれぞれのお解説すべき問題が残つてゐるかもわかりませんけれども、そういうことを一応の前提といたしまして、それで政府が介入する前段において、特に業界の出資等もいたしまして、業界の自主性が相当加わつた機構でもって、小幅の変動と申しますが、通常変動と申しますが、そういうことは対抗するほうが、制度としても観念的にもよりいい、そういうふうに突つ込んで強化をいたしていこうという観点から、その熱意からこういう事業団の設置を考えたわけであります。

○栗原委員 蘭糸價格安定法にさらに小幅な動きに對応するための事業団、こういうお話をございましたが、その後でございましたのは、今後さらに広げるとかその

ものは四万円だったわけです。今日は上値三十三万、下値二十四万、九万に広がつておる。ありていに言いますと、もちろん国内の養蚕家あるいは製糸家、さらには内需筋でも蘭糸の安定が必要であります、望まれることでありますけれども、特に蘭糸價格の安定を必要としておる場面は内需ではなくて、外需である。われわれも三十三年のあの暴落以降数次にわたつてアメリカにも行つて、いろいろ調べてまいりまして、日本の生糸に手が出しかねる最大の理由は、値ころが高いのですなくして、安定度がないからだ、はじめな实业としての加工事業をやろうとするときには、原料であります。その生糸の値があまりにも値幅の動きが激しいので、安心してこの事業に携われないんだ。したがつて、値ころの問題よりも安定の問題なんだ、と思うわけであります。そのときに、かつて四万円の見解に立つと、値幅を狭く安定して海外市場の信頼を得る、こういうことが一番大事なことだとさへ思ふ。そのときには、かつて四万円の幅であつた値幅を九万円幅と大幅に広げてしまつた。このことが、今日蘭糸價格安定法がありながら、安定法としての所期の目的を達し得ない、最大の原因だと思うわけなんですが、いまこの中間幅で、安定帶なるものを考へる蚕糸事業団ができれば、蘭糸價格安定法の値幅といふものは、そのまま九万円幅ないしは中間安定帶を維持しようとする事業団ができるのだから、ときによつては九万円をもつと広げてもいい、こういうものの考え方なんですか。この辺はどうなんですか。

○栗原委員 値幅の問題、それから値ころの問題、これは二つの大きな関連した問題ではあります、毎年その年の養蚕期の始まる前、三月にございませんが、目下のところ、特にそういうことを意識してどうこらかということは考えておりません。

○栗原委員 値幅の問題、それから値ころの問題、これは二つの大きな関連した問題ではあります、毎年その年の養蚕期の始まる前、三月にございませんが、目下のところ、特にそういうことを意識してどうこらかということは考えておりません。

○栗原委員 値幅の問題、それは、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。そこには、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。そこには、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。そこには、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。

○栗原委員 値幅の問題、それは、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。そこには、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。

○丸山政府委員 ただいまの値幅の問題につきましては、どの程度いま申し上げましたようなことの問題もあらうかと思います。単価が高くなりますが影響しているかわかりませんが、もちろん单価が影響しているかわかりませんが、もちろん单価も、値幅をどの程度にするか。かつて四万円であったものがいま九万円に広がつておる。これはいろいろな諸条件によつてきまとくると思うけれども、値幅をどの程度にするか。かつて四万円であつたならば、上限はどこで、下限はどこなんだ、これでは値幅がきまれば、上限でも下限でも、一方をきめればきまるわけなんですが、値幅は、やはり蘭糸價格を安定させていくという立場に立つ政

ういう問題があるかということだろうと思います。実は来生糸年度に適用すべき蘭糸價格安定法の最高、最低価格は、御存じのとおり、原則として来年の三月、經濟事情の変動があれば四月まで五月にきめるということになつておるわけでござりますが、目下のところ、特にそういうことを酌して最低、最高をきめることになるわけでござりますので、その基礎になるデータ 자체を目下収集整理中でござりますので、どういう價格になるかといふこと自体、現在の段階ではつきり申し上げることはできませんし、またましてや、幅がどちらのことにつきましては、いまのことにつきましては、いまのところはできませんし、またましてや、幅がどうなるかということにつきましては、いまのところは広げるとかあるいは狹めるとか、そういうことを考慮しておられます。

○栗原委員 値幅の問題、それは、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。そこには、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。そこには、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。そこには、いろいろな条件を通じてきまとくるかとあります。

○丸山政府委員 いま御指摘のとおり、最低価格

あるいは最高価格のきめ方についてのそれぞれの理屈はあるけれども、一口に言いまして、値幅をどれくらいにするかということくらいはいまから考えておいてもいいんじゃないかという御質問のようでございますけれども、先ほど申しましたように、来年の三月ないしは四月ごろまでに御質問のような趣旨も検討いたしまして、それで最終的にはきまるわけでござりますので、いまのところ、この幅を広げたほうがいい、あるいは狭めたほうがいいということにつきましては、まだ検討に入つておらないのが実情でございます。

○栗原委員 少しつつこいようですが、海外の実

需先、それは主としてアメリカですが、アメリカで実業として加工業を営む、こういうときに、原

料としての生糸の値幅の動き、もちろん、こうい

う経済の流通過程ですから、一本相場ということが期待し得ないことは当然でありますけれども、

向こうが安心して生糸を原料として加工業を営め

る値幅と、いうものはどの辺なんだということは、

これはいろいろ調査をすることによって導き出せ

ると思うのです。もちろん、昨今相手になつてお

る中共あたりは、これはああいう国家経済ですか

ら、一本相場をきめて、ここ五、六年はコスト関

係がどういうふうに変わらうと、きめた一本価

手を振つておる、こういう話を聞いておりますけ

れども、日本はそこまではとてもまだいけないこ

とはわかりますが、しかし、かつて四万円の値幅

でやつた、それでも四万円の値動きが、かなりこ

れを原料として業を営む加工業者の心配の種であ

る、危険の種であるというならば、よし値幅は三

方にしよう、こういうような積極的な方向を打ち

出して、ただし、その値ごろはどこかということ

は、国内の生産関係の費用の関係もあるでしょ

うし、また国際商品でありますので、競争相手国との関係もありましょくから、これをどこへ設置す

るかということについては、いろいろな議論もあ

り、思惑も出てくると思いますけれども、値幅については、これは相手方があまりにもフラクチュー

ーションが強いから安心できぬのだと、こうい

うことなんだから、それならどの値幅にしたらば安心できるのかという答えが出せなくて、とてはきまるわけでござりますので、いまのところ、この幅を広げたほうがいい、あるいは狭めたほうがいいということにつきましては、まだ検討に入つておらないのが実情でございます。

○栗原委員 確かに栗原委員のおっしゃるとおりだと思います。蚕糸事業団法をつくるのも、

価格を安定していく、そういう観点からつくるわけ

でありまして、そういう面からいって、値幅が、

基準になる生産費の調査をして、その調査に基づ

いて、あなたのおっしゃるような一つの指導方針と

申しますが、基本方針に基づいた進め方というも

のが必要だと思います。そういう精神に基づいて

今後は努力をし、検討をしてまいりたい、そういう

ふうに思います。

○栗原委員 そこで、外需を中心に、もちろん内

需も安定したものこそ喜んでおるので、値幅をで

きるだけ狭めて価格安定のまづワクをつくる。そ

こで、昨今いろいろと輸出の問題が議論されて、

輸出はさっぱり伸びないこういうことを言われて

おるわけですが、やはり蚕糸業の主たるねらいは

輸出の振興ということにあると思うのです。実は

三十三年のあの大暴落のときいろいろと議論が

行なわれました。合成繊維、化学繊維等の発達に

進めていかなければならぬといふことが考えら

れると思います。そういう点につきまして、さし

あたりの問題といたしましては、少なくとも今生

業、生糸は輸出産業として評価できない段階にな

つたんだとすら、文書にして流されるという事態

があったわけですね。しかし、やはりそう考へてし

まうと蚕糸局はつぶしたらよかるうなんという議

論に相通じてくるわけですが、私はそうは思いま

せん。蚕糸業というものは、決してそういうレ

イゾンデートルの希薄になつたものじゃなくて、

かと思うわけです。中共生糸は、先ほどもちよつ

と触れましたけれども、ああした経済体制ですか

ら、競争をしようとするればどこまででもでき得

る、こういう体制下にあるわけですが、さればと

うことなんだから、それならどの値幅にしたらば安心できるのかという答えが出せなくて、とてはきまるませんよ。これはいかがでしょう。

○飯谷政府委員 確かに栗原委員のおっしゃるとおりだと思います。蚕糸事業団法をつくるのも、

価格を安定していく、そういう観点からつくるわけ

でありまして、そういう面からいって、値幅が、

基準になる生産費の調査をして、その調査に基づ

いて、あなたのおっしゃるような一つの指導方針と

申しますが、基本方針に基づいた進め方というも

のが必要だと思います。そういう精神に基づいて

今後は努力をし、検討をしてまいりたい、そういう

ふうに思います。

○丸山政府委員 蚕糸業全般を通じまして、輸出

振興という問題は非常に大事な問題であると考え

ております。御存じのとおり、この蚕糸事業団法

の御審議案を願うに至りました経過におきまして

も、いわゆる蚕糸業振興審議会におきましてその

問題に強く触れておるわけでございます。そのい

う経過からいいまして、また今後の問題からい

ましても、当然にわれわれおいたしましては

輸出振興の問題には本格的に取り組んでいかなけ

ばならないというふうに考えております。た

だ、この輸出振興の問題にいたしまして、国内

の経済体制といたしましては、いわゆる統制経済

的なそういう色彩のものではございませんの

で、あくまでも関係団体その他の協力、関係団体の自

主性、努力、そういうものとあわせましてこれを

進めていかなければならないといふことが考えら

れると思います。そういう点につきまして、さし

あたりの問題といたしましては、少なくとも今生

業、生糸は輸出産業として評価できない段階にな

つたんだとすら、文書にして流されるという事態

があったわけですね。しかし、やはりそう考へてし

まうと蚕糸局はつぶしたらよかるうなんといふ

議論に相通じてくるわけですが、私はそうは思いま

せん。蚕糸業というものは、決してそういうレ

イゾンデートルの希薄になつたものじゃなくて、

かと思うわけです。中共生糸は、先ほどもちよつ

と触れましたけれども、ああした経済体制ですか

ら、競争をしようとするればどこまででもでき得

る、こういう体制下にあるわけですが、さればと

る、こういう数字が出ておるようになりますが、

これは、どういふうな問題であります

か、この辺の所信を承つておきたい、このよう

に思います。

○丸山政府委員 蚕糸業全般を通じまして、輸出

振興という問題は非常に大事な問題であると考え

ております。御存じのとおり、この蚕糸事業団法

の御審議案を願うに至りました経過におきまして

も、いわゆる蚕糸業振興審議会におきましてその

問題に強く触れておるわけでございます。そのい

う経過からいいまして、また今後の問題からい

ましても、当然にわれわれおいたしましては

輸出振興の問題には本格的に取り組んでいかなけ

ばならないといふことが考えております。た

だ、この輸出振興の問題にいたしまして、国内

の経済体制といたしましては、いわゆる統制経済

的なそういう色彩のものではございませんの

で、あくまでも関係団体その他の協力、関係団体の自

主性、努力、そういうものとあわせましてこれを

進めていかなければならないといふことが考えら

れると思います。そういう点につきまして、さし

あたりの問題といたしましては、少なくとも今生

業、生糸は輸出産業として評価できない段階にな

つたんだとすら、文書にして流されるという事態

があったわけですね。しかし、やはりそう考へてし

まうと蚕糸局はつぶしたらよかるうなんといふ

議論に相通じてくるわけですが、私はそうは思いま

せん。蚕糸業というものは、決してそういうレ

イゾンデートルの希薄になつたものじゃなくて、

かと思うわけです。中共生糸は、先ほどもちよつ

と觸れましたけれども、ああした経済体制ですか

ら、競争をしようとするればどこまででもでき得

る、こういう体制下にあるわけですが、さればと

る、こういう数字が出ておるようになりますが、

これは、どういふうな問題であります

か、この辺の所信を承つておきたい、このよう

に思います。

○栗原委員 輸出に力を入れるとということになれ

ば、勢い現段階では、そしてまた将来を展望して

まいりました。昨今清算市場の相場は、きょう

は五千七百七十円台を現出しておる、こういう話

を聞いております。現物はそれよりはるかに低い

場所にありますから、この相場はかなり仕手の投

機的な値段が出かかるおる、こう考えられるわけ

ですが、少なくとも価格の中に、内需の実需の価格、それから輸出の実需価格、これに対抗する中の生糸価格、このほかに清算市場の投機の場としての横浜、神戸の市場価格がある。こういう中で、何とあってもやはり問題になつてくるのは、横浜、神戸の生糸清算市場の相場だと考えるので、これが対して生糸価格安定法があり、さらに価格安定を目指して事業団法をつくる、こういうことなんですが、一方では相場の乱高下が市場のいんしんをきわめる要素であり、一方では価格を安定することが需要を伸ばす道である。とりで海外需要を伸ばす道である。これはまるで矛盾切つておる。こういう場面に逢着しておるわけではありませんが、繩糸価格安定法があり、さらにこれを強化するためといでの事業団までつくって安定しようとするときに、あの投機者流の清算市場をこのままほつておいていいのかどうかどうしようとするのか、価格安定と投機者流のあばれまくる清算市場、この関係をどう規制するのか、これはなかなか今日までも議論して納得のいく答弁、方針を示してもらえたかったのですけれども、ひとつこの事業団をつくるこの機会に確固たる所信を述べていただきたい、このように思いました。

○丸山政府委員 特に最近のいわゆる生糸相場につきましては、取引の相場のみならず、現物価格

のもとに生糸の価格が形成されておるよう考えられます。そこで、事業団ができる場合におけるこの取引所ないしは清算市場、清算相場、そういうものとの関係につきましては、直接的にはこれはかしながら、事業団の場合におきましても、一定の売り払い価格、事業団が生糸を持った場合における売り払い価格というものがあるわけございまますから、それをこえて騰貴するときには、現在政府手持ちの場合に五千五百円をこえたときには買いが出てくると同じような理屈で、事業団からの手持ちの放出があるわけでござります。そういう意味合いにおきまして、間接に事業団がチェックしておいた生糸が市場に出ることによりまして、現物の価格はもちろん、清算取引の価格の抑制策には当然これは供し得るものというふうに考えておるわけでございます。

それと、一方取引所の問題につきましては、最近ただいま申しましたように、いろいろ規制措置を講じておりますけれども、今後の対策につきましては、そのつどそのつどの現象をあとから追っかけていくということでもなかなか追いつかない面もござりますので、いろいろ予想し得る状況というものを考えまして、そういう場合にはこういう措置をとる。こういう場合にはこういう規制をとる、まあ極端な場合には立ち会い停止といふことをおこなうべきだ、こういったことが重大問題でないのかどうか、こういうことが重大問題でないのかどうか、こういうことは重大な問題です。もちろん、いま市場を開鎖するということになれば、その影響するところは重大であるけれども、そのことが重大なのか、生糸業としての、特に輸出振興を中心としての生糸事業振興が大事なことだと考えられるわけござりますけれども、そこまでいかぬにいたしましても、取引数量の規制を考えるとか、あるいはその月に渡たずいわゆる当限と申しますか、そういうものにつきましては、現在やつております証拠金等の措置とは離れて、ほとんど立たないという場面が出てくこと、どちらも立て、こっちも立てるのだというと、あつとも立て、こっちも立てるのだといふこと、とにかく立たないといふこと、この辺もう少しぴたりと制度的に値幅をきめなければならぬ場面にきてるのじやないです。

○栗原委員 一方で価格安定を求めて、新たな事業団までつくるわけですから、これを乱す一切の障害というものは排除していく、こういうふたたび決意のもとに討議を続けていただきたい、この

現状より強めるとか、また一面、委託者の保護のための措置として現在の制度でいいかどうかといふことが、目下関係各省、関係業界で検討されてる現状でござりますので、御指摘のとおり、取引所につきましても、われわれといたしましてはこれを放任することなく、相当厳重な態度で臨みたい、こう考えておるわけであります。
○栗原委員 この事業団ができたときに、たゞいまのような清算市場の姿にどう対処するか。持つておる現物を放出することによって、上値を冷やしていく、こういうことらしいのですが、実際に所の現状を考えまして、たとえば政府の監督権をもなるかもわかりませんけれども、そういう状況のもとに生糸の価格が形成されておるよう考えられます。そこで、事業団ができる場合におけるこの取引所ないしは清算市場、清算相場、そういうものとの関係につきましては、直接的にはこれはかしながら、事業団の場合におきましても、一定の売り払い価格、事業団が生糸を持った場合における売り払い価格というものがあるわけございまますから、それをこえて騰貴するときには、現在政府手持ちの場合に五千五百円をこえたときには買いが出てくると同じような理屈で、事業団からの手持ちの放出があるわけでござります。そういう意味合いにおきまして、間接に事業団がチェックしておいた生糸が市場に出ることによりまして、現物の価格はもちろん、清算取引の価格の抑制策には当然これは供し得るものというふうに考えておるわけでございます。

それと、一方取引所の問題につきましては、最近ただいま申しましたように、いろいろ規制措置を講じておりますけれども、今後の対策につきましては、そのつどそのつどの現象をあとから追っかけていくということでもなかなか追いつかない面もござりますので、いろいろ予想し得る状況というものを考えまして、そういう場合にはこういう規制をとる。こういう場合にはこういう規制をとる、まあ極端な場合には立ち会い停止といふことをおこなうべきだ、こういったことが重大問題でないのかどうか、こういうことが重大問題でないのかどうか、こういうことは重大な問題です。もちろん、いま市場を開鎖するということになれば、その影響するところは重大であるけれども、そのことが重大なのか、生糸業としての、特に輸出振興を中心としての生糸事業振興が大事なことだと考えられるわけござりますけれども、そこまでいかぬにいたしましても、取引数量の規制を考えるとか、あるいはその月に渡たずいわゆる当限と申しますか、そういうものにつきましては、現在やつております証拠金等の措置とは離れて、ほとんど立たないといふこと、この辺もう少しぴたりと制度的に値幅をきめなければならぬ場面にきてるのじやないです。

○栗原委員 一方で価格安定を求めて、新たな事業団までつくるわけですから、これを乱す一切の障害というものは排除していく、こういうふたたび決意のもとに討議を続けていただきたい、この

現状より強めるとか、また一面、委託者の保護のための措置として現在の制度でいいかどうかといふことが、目下関係各省、関係業界で検討されてる現状でござりますので、御指摘のとおり、取引所につきましても、われわれといたしましてはこれを放任することなく、相当厳重な態度で臨みたい、こう考えておるわけでございます。
そこで、いま一つお聞きしたいのですが、かつて生糸は日本輸出の大宗にしてと、私たち子供のかけて安定するというときに、いわゆる賭博者流と言えば言い過ぎかもしませんが、投機者流の諸君が、一方供給というものは、特殊な品物ですから、さあ渡せと言えば、これはもう売っている方は踏み上げて、むやみと値を吹き上げるよりも、だからといって、この時点において要請される要請は、これはもうもちろん経済的な賠償、補償等は必要とするだろうけれども、甘んじて受け取引であろうと、あるいは清算取引であろうと罰則をもつて厳重に規制する、制度的にこれを押してた以上は必ず全額を積み込んで取引をする、実際に思ひます。歴史の古い取引所であるけれども、だからといって、この時点において要請されるとも、そういうことにつきましてあらかじめ方針をきめまして、そのときそのときの状態に対処しておるといふことを逆に言いますと、要するに需要が非常にかたい、あるいは需要の見通しが非常にかたい、あるいは見通しが甘いということに

それは話にならぬ。三十三年にも、當時三十億のほかに、百五十億緊急動員でやつたのだけれども、あのときの問題は、予算の範囲内で、こういう言から、予算が終えたらどうするか、こういふ逆説的な問題でむやみと下押していったわけです。とにかく最低限で全部買うんだ、こうやれば、百五十億の金も使わずに事を処理できる。しかつて、今度の事業団も、それは二十億でできるかもしだれぬけれども、三十億なら三十億、強力な資本を持つておるということだが、問題の発生を未然に防ぐ。事業団はどこまでも出動してくるんだ、そうしたかまえが、出動しなくとも相済むよな事態を招来すると思うのです。あとから何とかするとか、そういうことじややはり政治にもならぬのだね。だから、たまたま今は農民も五億出す。率直に言つて、全養連の皆さん、農民がみんなとことんまで思い切ってせひつくと言つておるところは、言うかもしだれぬけれども、実際はそうは言つておらぬのですよ。どうなるかわからぬのに錢なんか集めて何じやといふような議論も、實際はあるわけです。どうしてもやつてくれなら全部国が出してやつてくれてもいいではないかといふ議論もあるわけなんです。そういう中からとにかく農民も製糸家も出すのだから、國からも出させる、そこでわれわれの養糸業といふものを守つていこうとするのだ、政府にばかりおぶさるのでないのだと、こう言つて、養糸団体の指導者は養糸農民を説得していま固めておるわけなんです。こういうときに、政府のほうはそんなに錢は要らないのだ何とかなるのだ、というようなことは、これは話になりませんわ。かつて十億出すと時の農林大臣であった福田さんも言つた。福田さんが出てきたら私は率直に言つたけれども、本人は選舉区で、私は蚕だの下でおつきりこみの煮返しを食つて育つたお蚕飼いのせがれです。養糸農民を殺しません。こう言つて歩いている。そういうことなんですから、これはやはりあした私は福田さんに面に向かつて話して、福田さんにいやはとは言わぬぞと私は食い下がるつもりで

す。農林当局がそんな眠たいことを言つておつたのではとても話になりませんよ。それはここでもつてことしのこの予算ですぐ出せとは言わぬまゝがつて、今度の事業団も、それは二十億でできるかもしだれぬけれども、三十億なら三十億、強力な資本を持つておるということだが、問題の発生を立しませんよ。そのくらいのことを言つて大蔵省に食いついてもらわなければ、これはどうにもなりませんよ。丸山さん、政務次官、ひとつ確固たる所信を表明してください。

○仮谷政府委員

栗原先生の御意見はよくわかりますし、われわれも養糸業者からそういうことは聞いております。ただ、発足当初の大蔵省との交渉の経緯について、私自身まことに申しわけありませんが、その当時の責任者でございませんで、ヨーロッパ市場を支配しておるという実情の中で、このいろいろ交渉の経過は、いま局長の言つたようになりますと、「養糸業の經營の安定と生糸の輸出の増進」と、こう二つ目的があるわけですね。先ほどの質問にもありますように、いま問題になつておるのは、主として中国の生糸あるいは朝鮮民主主義人民共和国の生糸、社会主义の生糸がヨーロッパ市場を支配しておるといふ実情の中、この法案も必要があるので、ということになつておるわけです。しかし、自由主義經濟、資本主義經濟の原則に立つて、もうかるときにはなるべくもうけさせる、そういうブルジョアシズムの上に立ちながら、一方輸出を増進するためには、もうけるときにもこれを押えて、価格の安定をはかつていかなければ、ヨーロッパ市場では日本の生糸に対して魅力を感じないという要因があるわけですから、一体この二つの目的のうちのどちらのことをほんとうは考えておるのか。二つとも両立し得ないと思うのですけれども、その辺について、大臣がいれば大臣にお聞きしたいのですけれども、それがどうであるのか、二つとも両立し得ないという気持ちは持つておりますし、われわれもそして努力をしていただきたいと思います。

○丸山政府委員

たゞいま政務次官からも答弁がありましたようによりましたように、今後なお十分検討してまいりたい、こう思つております。

○栗原委員

養糸事業団ができる、中間帯をつく

る。中間帯ができるのだから、繭糸価格安定法のほうはもう用はないのだなどといふことじやなくて、やはりせつからできた事業団のつくる中間安定帶、それは中間安定帶ではなくて、繭糸価格安定法の上下限であるといふくらいに——実際の実務はたまたま事業団にやらせるけれども、事業団がきめる上限、下限というものを繭糸価格安定法のまま支持して守つていくのだと、いう方向へやはり繭糸価格安定法の内容も変えていくべきである、このよう主張し、さらにただいまの出資金のあと十億円の問題については、明日福田大蔵

大臣に対してさらに質疑を続けることを留保いたしましたして、本日の私の質疑を終わります。

○館林委員長代理 林百郎君

最初にお聞きしたいのですけれども、第一條に事業団の目的があるわけですが、これを見ますと、「養糸業の經營の安定と生糸の輸出の増進」と、こう二つ目的があるわけですね。先ほどの質問にもありますように、いま問題になつておるのは、主として中国の生糸あるいは朝鮮民主主義人民共和国の生糸、社会主義国家の生糸がヨーロッパ市場を支配しておるといふ実情の中、この法案も必要があるので、ということになつておるわけです。しかし、私自身まことに申しわけありませんが、その当時の責任者でございませんで、ヨーロッパ市場を支配しておるといふ実情の中、この法案も必要があるので、ということになつておるわけですね。先ほどの質問にもありますように、いま問題になつておるのは、主として中国の生糸あるいは朝鮮民主主義人民共和国の生糸、社会主義国家の生糸がヨーロッパ市場を支配しておるといふ実情の中、この法案も必要があるので、ということになつておるわけですね。先ほどの質問にもありますように、いま問題になつておるのは、主として中国の生糸あるいは朝鮮民主主義人民共和国の生糸、社会主義国家の生糸がヨーロッパ市場を支配しておるといふ実情の中、この法案も必要があるので、ということになつておるわけですね。先ほどの質問にもありますように、いま問題になつておるのは、主として中国の生糸あるいは朝鮮民主主義人民共和国の生糸、社会主義国家の生糸がヨーロッパ市場を支配しておるといふ実情の中、この法案も必要があるので、

こといろいろ考えまして、輸出対策はもちろん輸出対策として、先ほど申し上げましたように、今後も引き続き検討いたすわけでありますけれども、たとえば事業団の運用として考えておりますのは、いわゆる事業団の標準売り渡し価格というものを一応の最高限としまして、そのあたりの価格で、大体線が引ければ、国内的にも特に損をすることはない、また、海外的にもとも問題にならぬほどそう高い価格ではなかろうというこ

とをこの法案の中で考えておりますので、冒頭に申しましたように、いわば両方の調和をとりながら運用していく、こういうことでございます。

○林委員

何言つておるのか、ちっともわからな

い矛盾があるからはつきりできないのだと思うのですが、ヨーロッパ市場では日本の生糸に対して魅力を感じないという要因があるわけですから、それをどういうように抑止するつもりなんですか。それでもう

現に十一月は日本は生糸の輸出国ではなくて、むしろ輸入国になつておるわけでしょう。どうするつもりなんですか。

○丸山政府委員

当面の問題という御質問でござりますが、おっしゃるとおり、現在ここしばらく

の間最高価格を突破しております。そこで、そう

いう場合におきましては、極力実需を離れた相場につきましては、これは抑制措置をとつてまいつておるわけでござりますが、当面の輸出の問題としましては、たとえばこういう一面もあるわけでござります。これは常にそういうあるかどうかといふことにつきましては、今後なお検討を要する問題でござりますけれども、たとえば歐州市場等を例にとってみますと、現在一番多く歐州市場に供給しておるのは中共でございますが、そこでも生産が追いつかないために、歐州市場に対する中共の売つておる状況は、相当先の問題として契約しておるというような問題もございます。逆に言いますと、当面はなかなかどうか國からも買えないといふような状況、まあ供給不足と申しますか、そ

るかどうかという点が、私は過去の実績からいつ非常に疑わしいので、あなたに遠慮なく聞いているわけでありますけれども、實際それじや五百円の値ごろを蚕糸局としては押える気はあるのですか。ちょうど値が上がって、製糸家の連中も一息ついているから、ここは一息つかしておいでやうというところがほんとうの腹じゃないでしようか。欧州市場がいま荒らされているから、製糸家の諸君には少し無理かもしれないけれども、蚕糸局としてはここを押えますよ、そんな腹があるのであります。お聞きしておきます。

○丸山政府委員 そういういわゆる過当投機と申しますか、過熱状態は困るということで、現在取引所に対する規制も強化しておるわけでございません。ですから、やる気がないのでございませんで、大いにそういうつもりでやっております。

○林委員 それから念のために聞いておきますが、先ほど栗林委員からも質問があつたのですが、取引所に対するコントロールの問題ですけれども、三十八年の過熱状態が非常にに出たときに、蚕糸局では取引所に対してはどんな手を打たれたのですか。

○丸山政府委員 御存じのとおり、三十八年のときには六千五百円の線までいっておられます。このときには、この段階でいわゆる清算取引に対するその月の当限と申しますが、その月の売買に対しまして、まるで代金と申しますか、要するに全額出させて、実質上現物取引、実物取引と同じような方法を講じておるのでございます。

○林委員 それでは今日もしそれと同じ手を打とうと思えばできるわけですね。だいぶ実需が強ばかりでなくして、やはり投機的な清算取引の要素があるのですから、今日取引所に対して何か手段を取る考え方を持っているのですか、いないのですか。

○丸山政府委員 現段階におきましては、たとえばきのうないしきよう、おそらく一番高いのが来年の四月の取引に属する月でございまして、おそらく五千六百円か七百円ではないかと思ひます

が、これが五千八百円になりましたときには、証券を従来やつておったのに比べまして現在高めています。

そこで、現段階において全額を出さずかどうかという問題につきましては、實際の取引の内容としまして、要するに、普通の需給関係も強いといふ見方があるわけでございます。たとえば實勢価格と申しますか、そういう見方もあるわけでござります。もちろん、それだけではございませんので、われわれといったしましては、過熱ではないけれども、いろいろな投機的因素も入っておるという判断の上に、証拠金を増額しておるわけでございますが、なお今後そういう現状を見まして、さらにこれが非常に強くなる場合、たとえば三十八年度の例なんかとも比較いたしまして、さらにこれが実勢価格と離れた面が非常に強くなるということになりますれば、当然前例もあることございますので、現物のときと同じような形の金なり証券なりを微収するというようなことも考えざるを得ないとは思つております。

○林委員 昨日の日経によれば、局長も御承知のとおり、十一月中の輸入が九百一俵、輸出が七百七十六俵で、輸入量が輸出量を上回った、かつてない事態が起きた。これは御承知ですね。あなたの言ふように、現在の値ごろが、実需が非席に旺盛で、非常に健全な値ごろだ、しかもそれはもう輸入までしなければ、日本の生糸貿易はどういうならば、それはしばらく続くのですか。

○丸山政府委員 輸出につきましては、大体十月份から国内価格が上昇傾向を見せ始めているわけでございます。もちろん、十月の中ごろから規制措置は講じてきていますが、こういう価格上昇の傾向とのからみ合いで、相手国の輸入意欲というものが、これまでの基調よりも若干それがたのではないかということが、一つ推定として考えられると思います。それから輸入につきましては、これはこのときに始まつたわけでございませんけれども、国内価格が大体五千円以上になりますのではないかということが、これまでのところへきることになるのですか、あるいはきめようと思うのか、あるいはきまると法律の運用からいと、これは将来のいろいろの要因がありますが、現在だとどのくらいになるのですか。

○丸山政府委員 これはこの法律案の御審議をお願いした当初においても御説明申し上げたわけでございますけれども、これはでき上がつたあと必ず具体的に価格がそななるというわけではございません。かりに四十年度に事業團ができるれば、政府の最低価格、特別会計、繩糸価格安定法の最低価格が四千円で、最高価格が五千五百円といふことになつておりますので、いわゆる中間安定期構想といふことで、大体事業團の下限といたしましては四千五百円ぐらいのところ、それから上限といたしましては、これはいわゆる売り渡し価格になるわけですが、五千円くらいのところといふ想定のもとに考えられてきたわけでございます。もちろん、これは政府の安定価格、これは永久にこのままではおそらくないだらうと思います。したがつて、事業團の安定価格とこれは相互関連いたしますが、今後は両面からそれぞれきめていく、こういうことにならうかと思いま

価格だとは申し上げたわけではございません。そういう基調が、たとえば三十八年に上がつたときと比べますと、実勢の基調も比較的にあるといふことを申し上げたわけでございまして、全部が全部需要供給のものだとは申し上げておりません。したがいまして、三段階に分けて規制もいたしております。したがいまして、現までの規制を強めることも必要であろう、こう申し上げておるわけでござります。

○林委員 そうしますと、この問題の縮めくくりに局長の意見、できたら次官の意見もお聞きしておきたいのですけれども、十一月の生糸の輸出入の関係はどういうことになつたのか。輸入量が最高で、輸出量は最低の記録で、輸入が輸出を上回つたという、日本の生糸貿易はかつてない事態が発生したわけです。これに対しではどういうようなお考え方を持つておられるのか、聞かしていただきたい。

○丸山政府委員 輸出につきましては、大体十月份から国内価格が上昇傾向を見せ始めているわけでござります。もちろん、十月の中ごろから規制措置は講じてきていますが、こういう価格上昇の傾向とのからみ合いで、相手国の輸入意欲というものが、これまでの基調よりも若干それがたのではないかということが、一つ推定として考えられると思います。それから輸入につきましては、これはこのときに始まつたわけでございませんけれども、国内価格が大体五千円以上になりますのではないかというような状況のときには、大体入つてきておる実態になつております。そういうことからまして、輸入につきましては、そういう一つの基調の延長と考えるわけでございますが、輸出がたまたま十一月減つたとい

す。

○林委員 そうすると、基準価格は四千五百円として、具体的に事業団が買い入れる価格はどのくらいになるのか、それから五分ぐらい下回るかというようにわれわれ理解していますが、そなかど議ですから聞いておきますけれども、この法案の審査の場合の俵数はどのくらい買入れるか、大体三万俵という話を聞いていますけれども、そななの俵が一定の期間持ち越してなお値段が復しない場合、政府が買入れる場合はそのうちの一定の部分ということ、二万俵というような数字が出ているようですがれども、そのように理解しているかどうか。

○丸山政府委員 御質問の前段の事業団が買入れる場合、これがすでにできておった場合と仮定いたしますと、四千五百円の大体五%下くらい、こういう構想になつております。

○林委員 そこで、この法律の目的からいつて、その程度の操作で、過熱した場合の抑制だとか、あるいは暴落している状態の價格の下ささえとか、そういう作用ができるのですか。年間三十万俵、いま三十万俵としていると思ひますけれども、実際できると思いますか。過去のいろいろの実績からいって、その程度の政府の操作では――

○丸山政府委員 この問題は先般の栗原先生の御質問にも関連することでございますが、われわれいたしましてはできると考へておるわけでもあります。

それと、もう一つは、これも御議論のありましたことでございますが、さらにそのささえがきかなくなつた場合には安定法、いわゆる特別会計

す。

して、具体的に事業団が買入れる価格はどのくらいになるのか、それから五分ぐらい下回るかといふようにわれわれ理解していますが、そなかど議ですから現在の生糸の実情からは若干現実的でないかもしれませんけれども、この法案の審査

が働くことになりますので、底が二重であつて、不徹底だということを言われるゆえんとございますけれども、また逆にそういう二重の機構で防止していくといふことでまえになりますので、それでまなんとかやつていけるのではないかという考え方でございます。

○林委員 だいぶ時間がたちましたので、最後に、私は養蚕の関係と本法との関係についてお聞きしたいわけですけれども、何といって日本製糸業を育成するためには、原料である養蚕が振興されなければならぬので、基本的には養蚕をどう保護するかということが重要な一つのねらいにならなければならぬと思うのです。生糸の價格を保証してやつて製糸家を見てやるということと――そのことのいい悪いは別として、私たちはまた私たちの見解を持っておりますけれども、同時に、やはり養蚕家を十分保護してやらなければならぬ。そういう立場からこの法案を見まして、これは間接的にこの繭価を維持してやるといふ方法なんですかれども、これはどうして直接的に繭を一定の値段で保証してやつて買取るといふような、そういう積極的な政策がとれないのですか。

○丸山政府委員 この問題につきましては、これは申し上げるまでもなく、繭は製糸工場で加工して糸にする以外に方法はない。したがつて、製糸家は繭価から逆算して繭価をきめて販賣するわけですね。これは異例な事例でしようほんとうならば、原料代がきまって、そしてそれをに対する製品の値がきまつていくのが、資本主義の社会では原則でしよう。原料費がこれだけだから、製品はこれだけというのが原則でしよう。ところが繭のほうは、糸の値がこれだから、逆算してこれだ。糸の値が下がると、繭価は暴落する。いつもそのあたりを究極にはここが食つているわけです。こういうことに對して、私は先ほど言つて、二重価格制になつても、やはり政府が一定の値段を必ず保証する。保証するといふこと

○林委員 まず考え方としましては、糸価が暴落して製糸家が困るという事態もないようになります。最低繭価と申しますが、基準糸価を標準として事業団がまず糸を買うわけでござりますから、そこで、その意味において間接に基準繭価以下になるとほんないだらうといふことが一つございます。直接受けに糸が下がつたときに事業団が買うといふ制度にはなつておりませんけれども、そういうことを分解してみまして、事業団が受託販売を引き受けけるということになつておりますが、それとも、基準繭価を下げないよう、事業団が受託販売の立場からしますと、基準繭価以下にはならないといふ一つの制度的な保証があるわけでござります。

○林委員 私の聞きたいことは、生糸の場合は買

引かれました生糸につきましても、とにかく一定の価格以下には下げないような方法を講じていく

けれども、事業団が販売の委託を受けまして、その繭がよけい売れれば、その利益は、あとで逆に農家に還元することになるわけでござりますから、必ずしも物そのものを事業団が直接所有権を持たなくとも、そういう受託販賣という形でもつて解決できるのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○林委員 基準繭価で買入れない製糸業者に対するは、生糸の値が下がつたときに事業団に買入申し込みをしてても買入れないということになつておるのでしよう。生糸の値が暴落したときに生糸は買つても貰えない。しかも養蚕家のほうは基準繭価よりも下回つた値段で買取られるといふことになれば、その一つの立体的な部分というものはますますしわ寄せされちゃつて、製糸家は値が下がつても見てもらえない、そして養蚕家は基準繭価よりは下で買われているということになれば、結局しわ寄せは養蚕家のほうにいつて救われないことになるのじゃないですが、そういう間接的な保護のしかたではそういう事例が起きてきませんか。

○丸山政府委員 まず考え方としましては、糸価が暴落して製糸家が困るという事態もないようになります。最低繭価と申しますが、基準糸価を標準として事業団がまず糸を買うわけでござりますから、そこで、その意味において間接に基準繭価以下になるとほんないだらうといふことが一つございます。直接受けに糸が下がつたときに事業団が買うといふ制度にはなつておりませんけれども、そういうことを分解してみまして、事業団が受託販売を引き受けけるということになつておりますが、それとも、基準繭価を下げないよう、事業団が受託販売の立場からしますと、基準繭価以下にはならないといふ一つの制度的な保証があるわけでござります。

○林委員 私の聞きたいことは、生糸の場合は買

い取るのに、乾繭の場合はどうして売り渡し方を受託するという程度でとまっているかということなのです。それなら買い取つたらいいじゃないですか。受託したって責任は負えないでしょう。受託すれば、必ずそれじやいい値段で売つてやるという保証があるわけじゃない。たまたませられるというだけですからね。そこを聞いているわけなのです。されども、そこで、三十二条の一項一号の、生糸の買い入れの申し込みをした者について、「基準繭価に達しない価格で繭を買い入れ又是買入れるおそれがあると認めるとき。」といふのは、具体的にはどういうことを言うのでしよう。

○丸山政府委員 これはいろいろ推測するわけでございますから、このあたりの運用については、どういう形にするかということが相当な検討問題だらうと思います。一つの考え方をいたしましては、これはかつてそうであったとか、そういうことが一つの基準になりましよう。またいろいろ県庁の機構なりそういう機構を通じましても、一般的にそういうことがキヤッヂできるのではないかろうかということが考えられますので、そういうことにつきましてのできるだけ具体的な問題点をとらえまして、それによつてきめていくよりしようとがない、こういうふうに考えております。

○林委員 結局これは、製糸業がもうどうにもならないのでぜひ買い取つてもらいたいというところに、ことに中小製糸が事業団の活動を求めているときに、いや、おまえのところは繭を安く買いたいたいているから、おまえの生糸を買ってやるわけにはいかぬ。どうせ繭を安く買うところは中小製糸で、資金も乏しいところです。しかもこれが認定でやられるのだからこれをテコにして、不況時代に中小製糸を整理するという一つの危険があると思います。過去の実績調べるなんていっても、大製糸が繭の基準価格より安く買うというこではない。大体力のない、購入資金のないところがそういうことをやつているわけですから、これでもつて不況時代に中小製糸を整理するテコにな

らぬですか。それもやむを得ないです。資本主義の原則で、金のないものはつぶしていくのだと

いうのか。それならそれでいいですよ。受託があるわけですね。そこを聞いているわけなのです。されども、そこで、三十二条の一項一号の、生糸の買い入れの申し込みをした者について、「基準繭価に達しない価格で繭を買い入れ又是買入れるおそれがあると認めるとき。」といふのは、具体的にはどういうことを言うのでしよう。

○丸山政府委員 そういうことはこれで考えておりませんし、また実際問題として、必ずしも大企業であるから高いとか、あるいは中小製糸であるから安いとか、そういう問題はないと思います。○林委員 それは実情を御存じないから、あなたが思つておかもしませんが、実情はそういうのです。

次に、三十三条ですが、さつきあなたの言われた乾繭の売り渡し等の受託です。第一に、これは委託の申し出があれば無制限に受託するのか。どうかそれから受託された乾繭はどのようにして保管されるのか。具体的にどのようにされるお考えですか。これを「加工し、又は生糸と交換すべき旨の委託を受けることができる。」「加工し」というように運営されるのか、説明してもらいたい。

○丸山政府委員 受託の数量につきましては、この計画といたしまして、これは無制限ではございません。大体これも資本金及び借り入れ金等々と見合の問題ではございますが、大体一年間に生糸に換算しますと一万俵程度……。

○林委員 繭にして何トンですか。

○丸山政府委員 大体百万貫くらいにならうかと思います。

○林委員 百万貫というと、全生産量のどのくらいになるのですか。生産繭の何%くらいはなりますか。

○丸山政府委員 三%くらいです。

○林委員 そうすると、申し込みがあつた場合、その三%でとめる場合に、どのようにチニックするのですか。連合会一本でやるから連合会との話で済むわけですか。要するに、たくさん買ってもらいたいという要望があるのです。それが全生産量の三%で、それで養蚕家の保護に充てたのだ、こういうことがあります。実情からは沿わないと私は思います。同じよう問題が買い取りの場合に出てくると思います。それが、実情はあとで私のほうで整理して聞きたい。この問題は見解の相違ですか。それで、その問題は見解の相違ですか。私の辺のところを開いておきたい。

ら、それは連合会と話し合いで、この程度しか買えませんよということでお話をつくというわけです。

○丸山政府委員 いろいろな倉庫に保管するわけでございます。それから加工する場合には、事業団のほうで製糸に

委託しまして、それで加工する、こういうことに

なるわけあります。

○林委員 同じ問題で、さつき私質問を途中でや

めたのですけれども、この事業団の買入数量の三万俵は、生糸生産ないし流通数量の約一割に

当たる。事業団が三万俵買入れた後においても

なおお値が下落した場合には、今度安定法の最低

値で特別会計による買入が行なわれるとい

うことなどが考えられる。そうすると、事業団による

買入価格と安定法の最低価格との間にギャップがある場合には、やはり事業団の買入価格

のほうが上位にありますから、買入限額数量の増加という形の要請が高まる事になると思

いではないかという考え方でございますので、そ

ういう競争があるという考え方には立つております。そういうことになりますね。考えられませ

ん。

○林委員 どうも実情と局長の答えられるのとは非常にかけ離れているので、これはしかたないと

思いますが、たとえば三十九年に生糸の値が下

がつたときがあるわけです。そのときは、業界と

しては、積極的に政府が買入に出てもらいたいと

いう要望があつたけれども、手が出ないので、そ

れで、その後業界の自生的な回復でやつたので、

政府が別に援助したはずはないわけです。した

がって、糸の値が暴落した場合は、それは養蚕家

としても相当地方から買入取つてももらいたいとい

う要望があるので、それが全生産量の三%で、そ

れで養蚕家の保護に充てたのだ、こういうこと

は、実情からは沿わないと私は思います。同じよ

うな問題が買い取りの場合に出てくると思います。けれども、これはあとで私のほうで整理して聞きたい。

○丸山政府委員 三万俵という数字は、これは手

を保管する具体的な処置、加工する場合などによ

うにするのか、その点を聞いておきましょう。

○丸山政府委員 保管する場合におきましては、

そういう競争はないだらうという考え方

に立つておるわけでございます。逆に言います

と、一万俵あれば受託の数量としては十分ではな

かるうかという考え方には立つておるわけでござい

ますから、競合しまして甲を先にする、乙をあと

にするということではないという考え方には立つて

おるわけでございます。と申しますのは、製品で

ある生糸の買入入れ等の操作との関連において、

基準繭価がおのずから原則として維持できるとい

うたてまえに立ちますので、繭のまま事業団が受

託販売をする量は、そうそう多くは見なくてよい

いではないかという考え方でございますので、そ

ういう競争があるという考え方には立つております。そういうことになりますね。考えられませ

ん。

統的に申しますれば、政令によるものでございます。したがいまして、たとえば政府が現状における最低価格生糸一キログラム四千円というものを買い出動するよりも、なおこの事業団のワクをやして、事業団で買取るほうが多いという状況のときは、三万俵を直す手続いたしましては、申し上げましたように、政令改正の手続になるわけであります。それから買入れ資金のほうにつきましても、これは乾糸の受託をいたしますと、そのときに基準価に見合う金は農家にお払いしますから、そっちのほうでも金が要るということです、いろいろ事業団自身の資金の運営の問題と、手続上三万俵のワクを改正するかどうかといふとの問題にならうかと思います。

○林委員 養蚕対策の問題に移りますけれども、

私のほうの資料によりますと、養蚕家の戸数は、昭和三十年から三十九年の十年間に約八十萬が十五万くらいに減つております。そうすると、これは四割くらい減つておるわけです。一方桑の生産量は大体コンスタンントについているようです。私は先ほどあなたに、養蚕家の保護が製糸家の保護よりも劣っている、むしろそのほうをもつと蚕糸局としては力を入れて考えるべきじゃないかといふ質問をしたわけですが、この十年間に四割も養蚕農家の戸数が減つたのはどういう事情だとお考えになつておりますか。

○丸山政府委員 これは一口に申しますと、現在

の統計を年を追つて見てまいりますと、一般的傾向といつしましては、小規模の養蚕農家が養蚕をやめまして、それで比較的大規模のものが規模を拡張するという形になつております。したがいまして、その戸数は減つても、生産量は減つていなといふのは、そこからくるわけでございますが、これをさらにこまかく見てみますと、これは推測の域を出ない点もござりますけれども、たとえ一時のように、ある農家のおばあさんならおばあさんとどうなの方々が、当面の小づかいを得るために掃き立てをしておった、繭をやつておつた、というような形がだんだんなくなりまし

す。したがいまして、たとえば政府が現状における最低価格生糸一キログラム四千円というものが、これまた現状の最低価格生糸一キログラム四千円といふのが、これまた現状の最低価格生糸一キログラム四千円といふのが、これがさらにこまかく見てみますと、これは推測の域を出ない点もござりますけれども、たとえ一時のように、ある農家のおばあさんならおばあさんとどうなの方々が、当面の小づかいを得るために掃き立てをしておつた、繭をやつておつた、といふような形がだんだんなくなりま

て、あくまでも農家の全体の家計としての現金収入の道の方向に進んでおるということが言えるのではないか、そういうふうに考えております。

○林委員 これは農業全般の傾向ですから、特に養蚕農家だけの統計ではないわけですが、それにもかかわらず、六割になつてしまつて

いるということは、これはやはり日本の養蚕行政に欠ける点があるから離れていくということで、やはり桑を現金收入をはからなければ一家の生計が成り立たない。そういう農家が養蚕を見捨てていかなければならないということは、もっとと真剣に考えてもらわなければならない。そういう意味で、本法においても、養蚕家の保護の点について全く欠けているという点を私はあなたに質問したわけです。この点はやはりもっとと真剣に考えてやる必要があるのでないかというふうに思うわけです。

それから最後に、人事問題について、この法律で非常に問題があるわけなんです。これは全部農林大臣の任命ということになつていて、農林大臣としては力を入れて考えるべきじゃないかといふ質問をしたわけですが、この十年間に事長が任命する。「理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」「理事長及び監事は、農林大臣が任命する。」この二点は、非常にあなたにとっては耳が痛いかもしれませんし、まさしく大臣の

人事にならないという保証が何かありますか。はなはだ皆さんに失礼なことばがあったかもしれない

か、あつたら率直に言つてもらいたい。
○丸山政府委員 人事について、公団等の問題ではいつも議会でも御意見を承るところでございます。この点はやはりもっとと真剣に考えてやる必要があるのでないかというふうに思つておられます。

それから人事問題について、この法律で非常に問題があるわけなんです。これは全部農林大臣の任命ということになつていて、農林大臣としては力を入れて考えるべきじゃないかといふ質問をしたわけですが、この十年間に事長が任命する。「理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」「理事長及び監事は、農林大臣が任命する。」「理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」この二点は、非常にあなたにとっては耳が痛いかもしれませんし、まさしく大臣の

人事にならないという保証が何かありますか。はなはだ皆さんに失礼なことばがあったかもしれない

か。これはちょっと局長ではなくですから、次官にお聞きしたい。

それから理事長については何か案があるのですか、あつたら率直に言つてもらいたい。
○坂谷政府委員 人事については、公団等の問題ではいつも議会でも御意見を承るところでございます。この点はやはりもっとと真剣に考えてやる必要があるのでないかというふうに思つておられます。

それから理事長候補といったようなことは、いまだに誰も議論をされていません。

それから財政的内容について、私もきょうまだ非常に不十分な答弁しか得ておりませんので、もし大蔵大臣が委員会にお見えになつて質問をする機会が与えていただけたら与えていただきたいと、もう少し資金面やいろいろ明らかにしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○林委員 養糸事業団といふのは、もしこの法律を運用することになりますと、生糸の需給関係、価格の推移、国際的なシェア、それからそのときの範囲に入れたのか。それから理事長、監事もどうして農林大臣が任命するということにしたのか。出資の点からいっても、政府はそんなに出資をしていて、それで政府が監督権行使しなければならないというほどの出資でもないわけですね。この人事の規定はどうしてこのようになります。

○林委員 養糸事業団といふのは、もしこの法律を運用することになりますと、生糸の需給関係、

そのときの適切な指導、買受け、売り渡しといふ実務上の経験を積んだ人がこの中核に入らないとできないことをしなければならないので、これはそういうふうなことをしなければならないと

――この法案に対する私たちの態度自体は独自な態度がありますけれども、しかし、かりにこの法律を運用する面からいっても、そういう非常に機敏な措置も必要だし、実務上の経験を積んだ人が

昭和四十年十二月二十七日印刷

昭和四十年十二月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局